

◎所得税法等の一部を改正する法律

(平成二十二年三月三十一日法律第一三三号)

一、提案理由

(平成二十二年二月二十六日・衆議院財務金融委員会)

○中川国務大臣 たいいま議題となりました財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

……(略)……

次に、所得税法等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

政府は、現下の経済財政状況等を踏まえ、安心して活力ある経済社会の実現に資する観点から、住宅・土地税制、法人関係税制、中小企業関係税制、相続税制、金融・証券税制、国際課税、自動車課税等について所要の措置を講ずるため、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

所得税法等の一部を改正する法律

第一に、住宅・土地税制につきまして、住宅借入金等に係る所得税額控除制度の適用期限を延長した上、最大控除可能額を大幅に引き上げるほか、長期優良住宅の新築等に係る所得税額控除制度の創設、平成二十一年度及び平成二十二年度に取得した土地等の長期譲渡所得の特別控除制度の創設等を行うこととしております。

第二に、法人関係税制につきまして、エネルギー需給構造改革推進設備等の即時償却の創設等を行うこととしております。

第三に、中小企業関係税制につきまして、中小法人等の法人税の軽減税率を引き下げるほか、中小法人等への欠損金の繰り越しによる還付制度の適用を可能とする等の措置を講ずることとしております。

第四に、相続税制につきまして、非上場企業等に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度を創設するほか、農地等に係る相続税の納税猶予制度を見直す等の措置を講ずることとしております。

第五に、金融・証券税制につきまして、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率の特例を延長する等の措置を講ずることとしております。

第六に、国際課税につきまして、外国子会社からの配当について益金不算入とする制度の導入等を行うこととしております。

所得税法等の一部を改正する法律

三八

す。

第七に、自動車課税につきまして、一定の環境性能を有する自動車に係る自動車重量税を免税する措置の創設等を行うこととしております。

第八に、附則において、税制の抜本的な改革に関する検討の規定を設けることとしております。

その他、住宅用家屋に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の特例措置の適用期限を延長するなど、適用期限の到来する特別措置の延長、既存の特別措置の整理合理化等の所要の措置を講ずることとしております。

以上が、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

三ページ目のところでございますけれども、一番最後で、平成二十一年及び平成二十二年でございます。それから、四ページ目の第三というところでございまして、中小法人等への欠損金の繰り戻し、私は繰り越しと申し上げたようであります。繰り戻しでございます。それから、第四に、相続税制について、

非上場株式、非上場企業と申し上げたようでありますけれども、非上場株式でございます。大変失礼をいたしました。

二、衆議院財務金融委員長報告(平成二十一年二月二七日)

○田中和徳君 たいだいま議題となりました両法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……(略)……

次に、所得税法等の一部を改正する法律案は、安心して活力ある経済社会の実現に資する観点から、住宅ローン減税制度の適用期限の延長、拡充を図るとともに、土地の譲渡益の特別控除制度の創設等を行うほか、法人関係税制、中小企業関係税制、相続税制、金融・証券税制、国際課税、自動車課税等について所要の措置を講じようとするものであります。

両案は、去る二月十二日当委員会に付託され、十六日中川財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、十九日から質疑に入りました。二十六日には参考人から意見を聴取し、本日麻生内閣総理大臣に対する質疑を行うなど、慎重に審査を行い、質疑を終局いたしました。次いで、討論の後、順次採決いたしましたところ、両案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、所得税法等の一部を改正する法律案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十二年二月二十七日)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 納税者数の増加、滞納状況の推移、高齢化の進展などによる納税環境の変化、経済取引の国際化・広域化・高度情報化による調査・徴収事務等の複雑・困難化による業務量の増大、納税者の納税意識の更なる向上の必要性にかんがみ、税務執行の重要性及び徴税等真に必要な部門には適切に定員を配置するという政府方針を踏まえ、適正かつ公平な賦課及び徴収実現のための国税職員については、国家公務員の定員削減計画にとらわれず、増員を含む定員の確保を行うとともに、そのための税務行政執行に係る予算措置を図り、更には、高度な専門知識を要する職務に従事する国税職員の処遇改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を行うこと。

一 高度情報化社会の急速な進展により、経済取引の広域化・複雑化及び電子化等の拡大が進む状況下で、従来にも増した税務執行体制の整備と、事務の機械化の充実に特段の努力を

所得税法等の一部を改正する法律

行うこと。

一 租税特別措置については、税制上の特例であることを踏まえ、その利用状況の把握や検証のあり方について引き続き検討を深めるとともに、租税特別措置の政策目的の緊急性、政策効果の有無等を勘案しつつ、今後とも一層の整理・合理化の推進に努めること。

三、参議院財政金融委員長報告(平成二十二年三月二十七日)

○円より子君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、所得税法等の一部を改正する法律案は、現下の経済・財政状況等を踏まえ、安心で活力ある経済社会の実現に資する観点から、住宅・土地税制、法人関係税制、中小企業関係税制、相続税制、金融・証券税制、国際課税、自動車課税等について所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、内閣総理大臣に対する質疑を行うとともに、参考人から意見を聴取し、財政投融资特別会計の金利変動準備金の準備率の適正な水準、経済対策としての財源の在り方、所得税法等改正案附則に

所得税法等の一部を改正する法律

規定されている税制抜本改革の方向性、住宅ローン減税の拡充による経済効果、法人実効税率の水準の在り方、所得再分配機能の回復に向けた今後の政府の取組等について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会・国民新・日本を代表して喜納昌吉委員、日本共産党を代表して大門実紀史委員より、それぞれ両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、順次採決の結果、両法律案はいずれも賛成少数により否決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院は、平成二十二年三月二十七日、憲法第五九条第二項の規定に基づき再可決した。